

令和5年度法務省委託人権に関するシンポジウムの事前広報に関する留意事項

1 バナー広告（レスポンシブ広告）

(1) バナー広告（誘導用）は、次の広報媒体を使用する。

- ア Google Display Network
- イ Yahoo! Display Ads
- ウ Smart News

(2) バナー画像クリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも各シンポジウム以下の回数を満たすものとする。

- ア Google Display Network
各シンポジウム10,000クリック以上
- イ Yahoo! Display Ads
各シンポジウム10,000クリック以上
- ウ Smart News
各シンポジウム10,000クリック以上

(3) バナー広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。なお、制作に当たっては、本件とは別途調達・制作するチラシのデザインを基に、必要な加工・修正等を施した上で可能な限り統一すること（チラシの版下データは提供可能）。

(4) バナー広告を実施する際には、当センターから提供するホワイトリストを基に指定したサイトに配信するとともに、下記の層を例に一定の層に周知するターゲティング広告を実施すること（ターゲットとする層は3項目以内とする。）。なお、広告配信期間を通じて、誘導状況を分析しながら、当センターと協議し、ターゲティングの変更、絞り込み等、継続的に改善を図ること。

〈例〉

- ア シンポジウム等のイベントに興味・関心がある人
- イ 10代～30代
- ウ 別途、当センターから指定する層

2 広報期間、主な対象は以下のとおりとする。

(1) ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

期間：令和5年10月中旬～11月11日（土）

※ 開催日：令和5年11月11日（土）

対象：国民（主に小・中学生、高校生及びその保護者層）

(2) 共生社会と人権に関するシンポジウム（仮）

期間：令和6年1月中旬～2月3日（土）

※ 開催日：令和6年2月3日（土）

対象：国民全般

※ いずれも開催日の2週間前から広報を展開するが、開催日1週間前からの露出を更に多くするよう工夫を行うこと。